

# 経済建設委員会会議録

平成30年3月7日(水)

(開 会) 10:05

(閉 会) 11:57

## 【 案 件 】

1. 議案第 2号 平成29年度飯塚市立病院事業会計補正予算(第3号)
2. 議案第 7号 平成30年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計予算
3. 議案第 8号 平成30年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算
4. 議案第 9号 平成30年度飯塚市農業集落排水事業特別会計予算
5. 議案第10号 平成30年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算
6. 議案第11号 平成30年度飯塚市駐車場事業特別会計予算
7. 議案第12号 平成30年度飯塚市工業用地造成事業特別会計予算
8. 議案第15号 平成30年度飯塚市水道事業会計予算
9. 議案第16号 平成30年度飯塚市工業用水道事業会計予算
10. 議案第17号 平成30年度飯塚市下水道事業会計予算
11. 議案第18号 平成30年度飯塚市立病院事業会計予算
12. 議案第32号 飯塚市都市公園条例の一部を改正する条例
13. 議案第37号 市道路線の廃止
14. 議案第38号 路線の認定
15. 産業振興について
16. 空き家対策について

## 【 所管事務調査 】

1. 西鉄バス路線に対する住民要望について

## 【 報告事項 】

1. 飯塚市企業立地促進補助金の採択について (産学振興課)
2. 飯塚市農産加工品ブランド化推進事業について (商工観光課)
3. 乗合バス路線の一部区間の廃止に係る対応について (商工観光課)
4. 飯塚魚市場の退場について (農林振興課)

---

## ○委員長

ただいまから経済建設委員会を開会いたします。

「議案第2号 平成29年度飯塚市立病院事業会計補正予算(第3号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

## ○企業管理課長

「議案第2号 平成29年度飯塚市立病院事業会計補正予算(第3号)」について、補足説

明をいたします。予算書の3ページをお願いいたします。収益的収支の収入、支出にそれぞれ79万5千円を増額しております。これは、28年度までは県と指定管理者の間で直接、へき地医療施設等運営費補助金、この交付、精算を行ってりましたが、今年度から市を経由して行うようになったため、今回、前年度の平成28年度の県補助金の精算を行うものでございます。精算額が79万5千円、これを指定管理者から受領いたしまして、県に返還するものでございます。以上、簡単でございますが補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第2号 平成29年度飯塚市立病院事業会計補正予算(第3号)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第7号 平成30年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○住宅政策課長

「議案第7号 平成30年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計予算」につきまして、補足説明をいたします。予算書の357ページをお願いいたします。第1条において歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2067万4千円と定めるものでございます。その主な内容につきまして、歳入歳出予算事項別明細書にてご説明いたします。

歳出からご説明いたします。362ページをお願いいたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の1755万4千円につきましては、貸付金の回収に係る職員給与費及び関係経費を計上いたしております。なお、25節積立金につきましては、歳入歳出の財源調整並びに基金預金利子、基金の運用に伴う積立金といたしまして613万5千円を計上いたしております。363ページをお願いいたします。2款公債費、1項公債費の302万円は、市債償還の元金及び利子を計上いたしております。

次に、歳入につきましてご説明いたします。少し戻っていただき、360ページをお願いいたします。1款県支出金、1項県補助金、1目住宅新築資金等補助金の100万1千円は、市債の利子補給及び貸付金の償還事務に対する県補助金を計上いたしております。2款財産収入、1項財産運用収入の486万2千円は、減債基金の預金利子及び運用収入を計上いたしております。4款諸収入、1項貸付金元利収入、1目住宅新築資金等貸付金元利収入の1478万円は、国、県の住宅新築資金等貸付金の償還元金及び利子収入を計上いたしております。以上、簡単ではございますが説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第7号 平成30年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計予算」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第8号 平成30年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○公営競技事業所副所長

「議案第8号 平成30年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算」の補足説明をいたします。予算書の369ページをお願いいたします。第1条でございますが、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ160億5800万8千円とするものでございます。また、第2条債務負担行為で、メインスタンド改修工事調査設計委託について平成31年度までを計上いたしております。平成30年度につきましては、本場開催はSGレースを1節5日、特別GIレースを1節5日、GIレースを2節10日、GIIレースを1節5日、普通開催レース17節63日、ミッドナイトナイトレース12節38日で、合計126日間の開催予定で予算を編成しております。本場及び場外発売を合わせた飯塚オートレース開催概算日数は345日の予定でございます。

主な内容につきまして、事項別明細によりご説明いたします。まず、歳出からご説明いたします。予算書の375ページをお願いいたします。1款1項1目の一般管理費7097万2千円は、主に職員給与費を計上いたしております。次に、予算書の376ページをお願いいたします。比較増減につきましては予算資料の33ページをご参照願います。1款2項1目の本場開催費17億3857万2千円は、前年と比較いたしまして1億2384万4千円増加いたしております。これは主に、民間ポータルサイトの売り上げ増に伴う委託料の増加、及びミッドナイト日数増加に伴うものでございます。次に、予算書の377ページをお願いいたします。予算資料につきましては33から34ページになります。場外発売関係費12億2042万3千円は、前年と比較して場外発売関係費が5421万1千円、専用場外発売関係費が5499万5千円増加しております。これは、直近の売り上げ状況を見込み算出したものでございます。1款2項2目の包括的民間業務費9億2965万5千円は、前年と比較しまして3211万3千円減少しております。これは、歳入から当該委託料を除く歳出を差し引いたもので算出いたしております。次に、予算書378ページをお願いいたします。1款3項2目の施設改善事業費につきましては、メインスタンド改修工事調査設計委託料、機械機器借上料、各所改修工事費及び空調設備改修工事費を計上しております。

次に歳入ですが、予算書の373ページをお願いいたします。比較増減につきましては予算資料33ページになります。1款1項1目の勝車投票券発売収入153億420万円は、場外発売及びミッドナイトを含めた本場126日分の売り上げ見込みを計上いたしております。前年と比較しまして5億9641万円増加しております。これは、直近の売り上げ状況を見込んで算出したものでございます。2款1項1目の場外発売業務負担金6億5741万3千円は、本場及び専用場外発売所における他場受託分収入を計上しております。次に、3款1項1目の社会資本整備総合交付金2521万7千円は、メインスタンド改修工事調査設計委託の平成30年度分の国庫補助金でございます。なお、平成30年度当初予算の包括的民間委託に伴います収益保証につきましては、約4億2千万円を見込んでおります。以上で補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第8号 平成30年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算」については、原案の

とおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第9号 平成30年度飯塚市農業集落排水事業特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○農林振興課長

「議案第9号 平成30年度飯塚市農業集落排水事業特別会計予算」の補足説明をいたします。予算書の385ページをお願いいたします。第1条で歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2684万6千円とするものでございます。

事項別明細により歳出から説明いたします。予算書の389ページをお願いいたします。歳出につきまして、1款1項1目一般管理費129万3千円は、企業局への事務委任負担等でございます。2目施設管理費の1154万3千円につきましては、主なものとしまして光熱水費、維持補修費、維持管理委託料、汚泥採取等委託料などがございます。続きまして、2款1項公債費では、1053万4千円を市債償還金として計上いたしております。

次に、歳入をご説明いたします。1ページお戻りいただきまして、388ページをお願いいたします。1款1項1目の農業集落排水事業分担金を2件分の34万円、2款1項1目の集落排水処理施設使用料を507万1千円としております。3款1項1目の一般会計繰入金では、2143万4千円として歳入歳出の収支バランスをとっております。以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第9号 平成30年度飯塚市農業集落排水事業特別会計予算」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第10号 平成30年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○農林振興課長

「議案第10号 平成30年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算」について、補足説明をいたします。予算書の395ページをお願いいたします。第1条で歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億903万6千円と定めるものでございます。

事項別明細により、歳出からご説明いたします。402ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費の1947万5千円は、職員2名の給与等でございます。2目市場管理費の2347万8千円を市場施設の維持管理に係る経費として計上しておりますが、その主なものとしましては、維持補修費、冷凍庫等点検委託料、清掃委託料、汚水処理施設維持管理委託料、老朽化によります各所補修工事などがございます。403ページをお願いいたします。1款2項1目の施設整備費で、施設整備事業費1億3195万1千円は、卸売市場の施設整備について、建設設計者に関し調査審議する附属機関として設計者選定委員会を設置する条例改正案を提案しているところでありまして、その関係経費と施設整備分としまして、土地履歴調査委託料167万5千円、調査測量設計委託料1億3007万2千円を計上いたしております。このうち、調査測量設計委託料につきましては、年度内での事業完了が見込めないため、繰越

明許費を設定するものでございます。続きまして、404ページをお願いいたします。2款1項公債費では3313万2千円を市債償還金として計上しております。

次に、歳入についてご説明をいたします。戻りまして、400ページをお願いいたします。1款1項1目地方卸売市場使用料は、平成29年度決算見込みに従いまして、前年度より210万9千円減の6197万5千円といたしております。2款1項1目市場事業費補助金は、施設整備事業費のうち補助対象施設分として565万1千円を計上しております。3款1項1目一般会計繰入金では、1205万円を計上して収支バランスをとっております。5款1項1目雑入の305万9千円は、主なものといたしまして、水産物部汚水処理施設維持管理費負担金として、処理費の実費を水産物卸売業者が負担することから受け入れるものでございます。6款1項1目の市場事業債の1億2630万円は、施設整備事業費の財源として地方債を計上するものでございます。以上、簡単ではございますが補足説明を終わります。

#### ○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第10号 平成30年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第11号 平成30年度飯塚市駐車場事業特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

#### ○住宅政策課長

「議案第11号 平成30年度飯塚市駐車場事業特別会計予算」につきまして、補足説明いたします。予算書の411ページをお願いいたします。第1条において歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ8475万9千円と定めるものでございます。

その主な内容につきまして、歳入歳出予算事項別明細書にてご説明いたします。歳出からご説明いたします、417ページをお願いいたします。1款駐車場事業費、1項駐車場事業費、1目一般管理費の597万7千円は、駐車場運営に係る職員給与費を計上いたしております。2目駐車場管理費の2965万円は、飯塚立体駐車場、本町駐車場及び東町駐車場の駐車場管理に伴う関係経費を計上いたしております。なお、13節委託料につきましては、平成28年度から5年間、公益社団法人飯塚市シルバー人材センターを指定管理者として委託契約を締結しておりますので、その年間委託料として2482万円を計上し、14節使用料及び賃借料につきましては、飯塚立体駐車場の発券機等のシステム借上料として317万3千円を計上いたしております。418ページをお願いいたします。2項施設整備費、1目施設整備費の4790万1千円は、飯塚立体駐車場につきまして、供用開始から25年が経過し、経年劣化、老朽化が見られ、改修工事が必要なため外壁改修等の経費を計上いたしております。

次に、歳入につきましてご説明いたします。少し戻っていただき、415ページをお願いいたします。1款使用料及び手数料、1項使用料、1目駐車場使用料の3065万円は、飯塚立体駐車場、本町駐車場及び東町駐車場等の使用料を計上いたしており、2款繰入金、1項一般会計繰入金の344万4千円は、一般会計からの繰入金を計上いたしております。また、5款市債、1項市債、1目駐車場事業債の4750万円は、歳出でご説明いたしました飯塚立体駐車場の整備事業に伴う起債を計上したものでございます。以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第11号 平成30年度飯塚市駐車場事業特別会計予算」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第12号 平成30年度飯塚市工業用地造成事業特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○産学振興課長

「議案第12号 平成30年度飯塚市工業用地造成事業特別会計予算」について、補足説明させていただきます。予算書425ページをお願いいたします。第1条で歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2189万6千円とするものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。歳出から説明をさせていただきます。429ページをお願いいたします。第1款第1項工業用地造成事業費といたしまして、鯉田工業団地の管理費554万8千円を計上いたしております。第2款第1項公債費につきましては、鯉田工業団地造成に係る借入金の平成29年度分の償還元金1534万8千円を計上いたしております。第3款第1項予備費につきましては、100万円を計上いたしております。

続きまして、歳入を説明させていただきます。428ページをお願いいたします。まず、第1款第1項財産運用収入ですが、九電柱の貸付料1万1千円及び鯉田工業団地第2区画に立地しております株式会社タイセイプラスとの売買契約におきまして、10年後に土地売買金額9576万1778円を支払い、それまでの間は固定資産税相当額の支払いを行うとする企業立地に要する初期投資費用を軽減するための使用貸借特約付分譲制度により土地売買契約を行っているため、その固定資産税相当額を貸付料として50万3千円、合計51万4千円を計上いたしております。第2款第1項繰越金ですが、これは平成29年度からの本会計における繰越金見込額を計上いたしております。以上、簡単ではありますが、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第12号 平成30年度飯塚市工業用地造成事業特別会計予算」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第15号 平成30年度飯塚市水道事業会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○企業管理課長

「議案第15号 平成30年度飯塚市水道事業会計予算」の補足説明をいたします。公営企業会計予算書の5ページをお願いいたします。予算第2条、業務の予定量で、給水戸数は前年

度比244戸増の5万8526戸、年間総給水量は前年度比4万9958立方メートル減の1262万9461立方メートルを計画しております。これは、給水戸数は増加傾向にございますが、人口減少及び節水型家電等の普及に伴い、水需要は減少傾向にあることから、本年度の業務量を前年度減と見込んだものでございます。以上の業務量から、第3条の収益的収入及び支出では、収入の総額を22億461万円、支出の総額を23億215万9千円としております。次に、第4条の資本的収入及び支出では、収入の総額を5億1590万9千円、6ページになりますが、支出の総額を21億2278万2千円としております。このほか、第5条では第8期拡張事業等の財源として企業債の限度額、利率等を定めるものでございます。

主な内容につきましては、予算明細書によりご説明をいたします。24ページをお願いいたします。収益的収入でございますが、予算第2条の業務予定量で定めました総給水量をもとに、収入の柱であります1款1項1目の給水収益としまして水道料金19億2685万5千円を見込んでおります。それに、受託工事収入等を加えました営業収益は19億9574万9千円としております。次に、25ページになりますが、1款2項4目長期前受金戻入など営業外収益を加えました水道事業収益は22億461万円としております。収益的支出でございますが、安心安全な水道水の安定供給に必要な経費としまして、源水及び浄水費、それから次の26ページにございますが、配水及び給水費の人件費、委託料、動力費など営業費用21億504万5千円、これを30ページ以降に計上しております企業債利息等の営業外費用を合わせました水道事業費用といたしまして、23億215万9千円を計上いたしております。次に、32ページをお願いいたします。資本的収入でございますが、主なものとしましては、第8期拡張事業等に係る財源としまして、1款1項1目企業債、2項1目出資金でそれぞれ1億7660万円、3項1目で国庫補助金6831万3千円等を計上いたしております。

次に、33ページをお願いいたします。資本的支出につきましては、老朽化が進行しております配水管等給配水施設等更新に係る経費としまして、1款1項改良事業費では、8億7129万2千円を計上しております。そのうち、1目配水施設改良費では潤野地区配水管布設替工事など配水管布設替工事を、2目諸施設改良費では秋松浄水場電気設備改良工事など設備の改良工事を、また、34ページになりますが、3目調査費では飯塚市水道事業ビジョン等策定業務委託料等を計上しております。また、2項新設事業費では8220万6千円を計上いたしております。1目配水施設新設費では南尾地区配水管布設工事など配水管布設工事を、35ページになりますが、3目固定資産購入費では災害時の緊急対応能力強化のため、給水車購入費などを、4項第8期拡張事業費につきましては、最終年度となりまして、馬敷配水池築造工事等6億8331万8千円を計上いたしております。

次に、予算資料の4ページをお願いいたします。ただいまご説明いたしました予算の総括表でございます。左側に収益的収支、右側に資本的収支を集計しております。左側の下段に収益的収支の結果としまして、損益計算内訳表を記載しております。記載のとおり、収入から支出を差し引きますと2億216万8千円の純損失、これを見込んでおります。この欠損につきましては、その右側にございます剰余金処分計算表のとおり、繰越利益剰余金にて埋めております。また、資本的収支総括表の下段にあります「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額」、この表に記載しておりますとおり、収入から支出を差し引きますと、30年度の欄をご覧くださいますと16億687万3千円不足いたします。この不足額につきましては、その下段にあります「資本的収支不足額を補填する財源」の表のとおり、補填をするものでございます。以上で、水道事業会計予算案につきまして、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○秀村委員

すいません、1点だけお願いします。後で審議される4企業を含め、水道事業と病院事業は

赤字予算で、下水道事業が黒字となっていますが、基本的に赤字予算の編成は可能なのでしょうか。可能だからできていると思うんですけども、本来、企業であるならばやはり黒字になるように経営していただかないといけないと思うんですが。この赤字予算についてどのように考えればいいのか、もう少しご説明があるならばお願いします。

○企業管理課長

お尋ねの赤字予算につきましては、企業会計につきましては編成が可能です。また、予算につきましては、本年度の経営方針を示しまして、その結果、年度末にどのような経営結果になるかを見込んでそれを示しているものでございます。質問委員の言われますとおり、企業経営、一般的には財務状況や経営状況によって違うかとは思いますが、企業経営としましては、常に黒字経営または安定経営をすることが求められております。そうなるような経営方針によって企業経営を行うことが求められているというふうに考えております。しかし、地方公営企業に関しましては、そのような基本的な経営方針を持ちながら、公共性を加味いたしますと多額の黒字を出すようなことも求められていないというふうに考えているところでございます。そのため、理想としましては少額の黒字が出るような経営予算を編成するのが理想ではないかというふうには思われます。しかし、近年の水道事業、飯塚市の水道事業会計の状況でございますが、給水量の減少によりまして給水収入が減少しております。また、黒字化のためには経営の削減によることしか方策がない状況ではございますが、さらに、そのような中でも老朽化していきます給配水管の布設替えや施設の更新、これが欠かせないことから、大変厳しい予算の編成となっております。今後の経営努力によりまして、さらに収支の改善を図ってまいりたいというふうに思っております。

○委員長

収入は水道給水量が減っているから伸びない。となると、経営改善には経費を節減するしかない。しかし、それも限界があるでしょうから。となると、収入をふやすためには一番考えたくない料金にかかってくるのかなと思います。でも、年々厳しくなっているという予算を見ているとそう感じられますので、いずれそのときが来るのかもしれませんが、少しでもそれがないうようになるように、経費の削減、また、収入の確保に努めていただきたいことをお願いして終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第15号 平成30年度飯塚市水道事業会計予算」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第16号 平成30年度飯塚市工業用水道事業会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○企業管理課長

「議案第16号 平成30年度飯塚市工業用水道事業会計予算」につきまして、補足説明をいたします。予算書の39ページをお願いいたします。第2条の業務予定量で、前年と同じ給水事業所数6事業所、年間総給水量17万455立方メートルを計画いたしております。第3条の収益的収入及び支出では、収入の総額を5036万8千円とし、支出の総額を4986万8千円としております。次に、資本的収入及び支出でございますが、支出の総額を

675万7千円としております。資本的支出に係る財源につきましては、留保資金で補填することとしているため、収入の計上はございません。

主な内容につきましては、予算明細書によりご説明をいたします。予算書51ページをお願いいたします。収益的収入でございますが、1款1項1目給水収益で、給水契約を結んでおります6事業所の契約水量に基づく水道料金552万2千円、2項2目の他会計補助金で2725万円、同じく3目長期前受金戻入で1695万5千円を計上いたしております。52ページをお願いいたします。収益的支出では、人件費、減価償却費等4986万8千円を計上いたしております。次に、54ページをお願いいたします。資本的支出では、明星寺浄水場電気設備改良実施設計委託料及び津原導水管更新基本設計に係る経費675万7千円を計上いたしております。以上で、平成30年度飯塚市工業用水道事業会計予算の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第16号 平成30年度飯塚市工業用水道事業会計予算」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第17号 平成30年度飯塚市下水道事業会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○企業管理課長

「議案第17号 平成30年度飯塚市下水道事業会計予算」につきまして、補足説明をいたします。予算書57ページをお願いいたします。予算第2条の業務の予定量で、処理件数は前年度比463戸増の2万4185戸、年間総処理水量は前年比43万2581立方メートル減の708万8373立方メートルを計画いたしております。これは、面整備の進行により水洗化戸数は増加傾向にございますが、既整備区域内が人口減少傾向にあること、また、雨水処理水量の見込みによりまして、本年度の業務量を前年度減と見込んだものでございます。次に、第3条の収益的収入及び支出では、収入の総額を20億7229万2千円、支出の総額を19億2780万円としております。58ページをお願いいたします。58ページ、第4条の資本的収入及び支出では、収入の総額を10億6455万7千円、支出の総額を17億7785万2千円としております。第5条の債務負担行為につきましては、水洗便所等改造資金利子補給金につきまして、本年度中に新たに利子補給を行います対象者の今後8年間分について規定をしたものでございます。59ページをお願いいたします。その他、第6条では、下水道事業の財源としましての企業債の限度額、利率等を定めるものでございます。

主な内容につきましては、予算明細書によりご説明をいたします。76ページをお願いいたします。まず、収益的収入でございますが、予算第2条の業務予定量で定めました年間総処理水量をもとに、1款1項1目下水道使用料で10億1033万9千円と見込みまして、2項3目長期前受金戻入で6億2453万7千円を計上いたしております。77ページをお願いいたします。収益的支出でございますが、人件費、委託料、動力費など経常経費19億2780万円を計上いたしております。84ページをお願いいたします。資本的収入でございますが、汚水管渠布設工事等に係る財源としまして1款1項1目企業債で5億1720万円、2項1目国庫補助金で4億4713万4千円等を計上いたしております。資本的支出につきま

しては、1款1項建設改良費で1億1952万9千円を計上いたしておりますが、主なものといたしましては、1目の施設整備費では相田地区污水管渠布設工事などを、それから85ページになりますが、2目施設改良費で片島ポンプ場機械設備改築工事、川島菰田污水幹線管渠改築工事、及びストックマネジメント計画策定業務委託料などを計上いたしております。

次に、予算資料の40ページをお願いいたします。ただいまご説明いたしました予算の総括表でございます。左側に収益的収支、右側に資本的収支を集計しております。左手下段には、収益的収支の結果としまして、損益計算内訳表を記載しております。記載のとおり、収入から支出を差し引きますと1億914万1千円の純利益を見込んでおります。また、資本的収支総括表の下端にあります、「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額」、この表に記載しておりますとおり、収入から支出を差し引きますと、30年度の欄にございますが、7億1329万5千円、これが不足をいたします。この不足額については、その下段にあります「資本的収支不足額を補填する財源」の表のとおり、補填をするものでございます。

なお、右下の剰余金処理計算表を見ていただきますと、左側の欄が本予算による当年度の純利益の見込額1億914万1千円、真ん中が繰越利益剰余金の欄となっておりますが、ご覧のようにゼロ円となっております。これは、28年度までの利益は全て補填財源としているため、繰越利益剰余金がゼロであることを示しております。さらに、毎年度、減価償却費等補てん財源が生じておりますが、その多くは当該年度に補てん財源として活用しており、十分な額が積み上がっているとは言えない状況であることを示しております。以上のことから、将来資本的収支に係る財源が不足する事態が懸念されるところではございます。以上で、平成30年度飯塚市下水道事業会計予算についての補足説明を終わります。

#### ○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第17号 平成30年度飯塚市下水道事業会計予算」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第18号 平成30年度飯塚市立病院事業会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

#### ○企業管理課長

「議案第18号 平成30年度飯塚市立病院事業会計予算」について、補足説明をいたします。予算書は89ページをお願いいたします。第2条の収益的収入及び支出で、収入の総額を3億6321万円、支出の総額を5億6016万7千円としております。次の第3条では、資本的収入及び支出で、収入の総額を9913万4千円、支出の総額を1億149万2千円としております。

次に、主な内容につきまして予算明細書によりご説明をいたします。予算書103ページをお願いいたします。収益的収入でございますが、1款1項1目その他医業収益で、地方交付税算入相当額を受け入れる一般会計交付金2億2674万1千円、2項4目負担金交付金で、指定管理者負担金等2707万2千円、5目長期前受金戻入で7538万1千円を計上いたしております。次に、104ページをお願いいたします。収益的支出でございますが、人件費及び先ほどご説明いたしました一般会計交付金と同額の2億2674万1千円であります指定管理者への交付金など経常経費を5億6016万7千円計上いたしております。次に、106ペー

ジをお願いいたします。資本的収入でございますが、企業債元金償還金等の財源といたしまして、1款1項1目補助金で2010万円、2項1目納付金で7903万4千円を計上いたしております。最後に資本的支出でございますが、主なものは2項1目の企業債償還金8933万3千円でございます。なお、企業会計では共通ではございますが、起債に対する償還金は、元本は資本的収支で、利息は収益的収支で計上いたしております。病院事業会計では、28年度で完了いたしました一部建てかえ事業の財源に合併特例債と病院事業債を活用しておりましたが、30年度の予算案におきましてもその償還金を計上いたしております。しかし、償還金の流れが違いまして、病院事業債の償還は一般会計から地方交付税算入相当額を一般会計補助金として、また、それ以外の額を納付金として指定管理者から受け入れ、合わせて償還を行っております。一方、合併特例債の償還は指定管理者から納付金として受け入れ、同額を一般会計へ負担金として支出し、一般会計において交付税と合わせて償還をしているものでございます。

恐れ入ります、予算資料の57ページをお願いいたします。ただいまご説明いたしました予算の総括表でございます。左側に収益的収支、右側に資本的収支を集計しております。左手下段には収益的収支の結果としまして、損益計算内訳表を記載しております。記載のとおり、収入から支出を差し引きますと1億9695万7千円の純損失を見込んでおります。この純損失は右側にあります欠損金内訳表のとおり、前年度繰越欠損金と合わせまして、当年度末未処理欠損金としまして7億2381万7千円となる見込みでございます。この会計の特徴といたしましては、今後も収益的収支において純利益を計上することはないことから、毎年度欠損金は増加をすることになります。しかし、事業に必要な財源につきましては、一般会計及び指定管理者から受け入れをいたしますので破綻するということはありません。以上で、平成30年度飯塚市立病院事業会計予算について、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第18号 平成30年度飯塚市立病院事業会計予算」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第32号 飯塚市都市公園条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○都市計画課長

「議案第32号 飯塚市都市公園条例の一部を改正する条例」について、補足説明いたします。議案書の54ページをお願いいたします。本件は、都市緑地法等の一部を改正する法律により、都市公園法の一部改正が平成29年6月15日に施行されたことに伴い、飯塚市都市公園条例の一部を改正するものでございます。改正前の都市公園法では、都市公園の敷地面積に対する運動施設の敷地面積の割合、いわゆる運動施設率は100分の50を超えてはならないと定めておりましたが、今回の改正により100分の50を参酌して地方公共団体の条例で定めることとされたため、飯塚市都市公園条例にその基準を定めるものでございます。現在、市内の都市公園において運動施設率が100分の50を超える公園はないことや、良好な都市環境の形成、レクリエーションや防災など都市公園としての機能を踏まえ、オープンスペースを一定以上確保する必要があることを考慮し、本市におきましても参酌基準どおり100分の50と定めるものでございます。本件は、政令改正から1年以内に市が条例で定める必要があ

り、本定例会で改正を行うものでございます。以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第32号 飯塚市都市公園条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第37号 市道路線の廃止」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○土木管理課長

「議案第37号 市道路線の廃止」について、補足説明をさせていただきます。議案書82ページをお願いいたします。市道路線の廃止につきましては、道路法第10条第1項の規定に基づき市道路線を廃止するに当たり、同条第3項の規定に基づき議会の議決を求めるため提出するものでございます。今回廃止する路線は1路線、延長403.3メートルでございます。路線明細の左端に記載しております一連番号1番の路線は、路線見直しに伴う路線廃止を行うものでございます。路線箇所は83ページに記載しております。以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第37号 市道路線の廃止」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第38号 市道路線の認定」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○土木管理課長

「議案第38号 市道路線の認定」について、補足説明をさせていただきます。議案書84ページをお願いいたします。市道路線の認定につきましては、道路法第8条第1項の規定に基づき市道路線を認定するに当たり、同条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるため提出するものでございます。今回認定する路線は6路線、延長569.0メートルでございます。路線明細の左端に記載しております一連番号1番、2番、6番の路線は、開発に伴う路線認定を行うものでございます。路線箇所は85ページ及び87ページに記載しております。路線明細の左端に記載しております一連番号3番、4番、5番の路線につきましては、都市計画道路新飯塚潤野線の新設に伴い路線認定を行うものでございます。路線箇所は86ページに記載しております。以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第38号 市道路線の認定」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 11 : 02

再開 11 : 10

委員会を再開いたします。

執行部から、本委員会に付託を受けております「産業振興について」の中で、「中小企業の設備投資に係る新たな固定資産税特例措置」及び「第2次飯塚市観光振興基本計画の策定について」、それぞれ説明したい旨の申し出がっておりますので、「産業振興について」を議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。「産業振興について」を議題といたします。

はじめに、「中小企業の設備投資に係る新たな固定資産税特例措置」について、執行部の説明を求めます。

○産学振興課長

産業振興課より、産業振興の中で、現在、第196回通常国会で提出されております生産性向上特別措置法案における設備投資に係る新たな固定資産税の特例について、ご説明させていただきます。この設備投資に係る新たな固定資産税の特例につきましては、生産性向上特別措置法案が成立された場合ですが、2018年度から2020年度に実施する企業の設備投資の固定資産税を市町村が3年間、ゼロから2分の1以下の範囲内で減免できる特例制度が設けられます。

詳細につきましては、「設備投資に係る新たな固定資産税特例について」と記載しております資料をご覧ください。まず、この固定資産税の特例の対象者といたしましては、中小企業基本法に規定される中小企業で、資本金1億円以下の法人、従業員千人以下の個人事業主で、先端設備等の導入により事業の生産性向上に係る目標などを定めた先端設備等導入計画を策定し、市町村が策定する導入促進基本計画に基づき認定を受けた事業者が対象となります。また、固定資産税のゼロから2分の1以下の減免範囲は各市町村の条例に定める割合となります。仮にこの法案が成立し、市町村が固定資産の減免を行おうとする場合は、6月以降の議会において市税条例の改正が必要となります。なお、固定資産税が減免されることによる市町村の減収の影響については、地方交付税において75%が算入されることになっております。さらに、固定資産税の減免率をゼロと措置した市町村の対象事業者は、資料の次のページになりますが、ものづくり・サービス補助金を初めとする各種国の補助金の優先採択の対象となり、補助率もかさ上げされる予定となっております。

なお、本年度につきましては、国の各種補助金の公募、採択が法律成立前、条例改正前に行われますので、国のアンケート調査に、現時点での固定資産税をゼロとする意向を公表した市町村にのみ、国の補助金の優先採択の対象とされます。このことから、本市といたしましては、市内中小企業の設備投資の促進による生産性の向上、競争力の強化を図るため、アンケート調査に「現時点での固定資産税をゼロとする意向」と回答いたしております。つきましては、今

後、市内中小企業支援のため設備投資に係る新たな固定資産税の特例の実施に向けて取り組んでいきたいと考えております。以上で、簡単ですが、設備投資に係る新たな固定資産税の特例について、説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

次に、「第2次飯塚市観光振興基本計画の策定」について、執行部の説明を求めます。

○商工観光課

商工観光課より、第2次飯塚市観光振興基本計画の策定について、ご説明させていただきます。平成29年8月の経済建設委員会におきまして、平成30年3月までに第2次飯塚市観光振興基本計画を策定するスケジュールについてご報告をさせていただいておりましたが、第1次観光振興基本計画の各施策の具体的取り組みに関する検証、アンケート調査、集計の作業に時間を要しましたため、当初計画どおりに進捗できず、平成30年2月に第1回目の策定委員会を開催いたしました。また、第1回目委員会の意見におきまして、各委員より3月末までに計画を策定するより、現状の課題、今後あるべき姿等、多様な観点からの取り組みを検討する必要があるとの意見が出されましたので、計画策定スケジュールを見直し、6月までに取りまとめることといたしました。

「第2次飯塚市観光振興基本計画 策定スケジュール(案)」をお願いいたします。策定スケジュールは、2月、3月で計4回の会議を行い、飯塚市の目指す観光の方向性、基本方針を決定し、その後、具体的な取り組みを協議しまして、6月までに基本計画全体を策定し、答申するスケジュールに変更を行いました。本来であれば、本委員会で基本計画をお示しすべきところですが、お示しができないため、お詫び申し上げます。すみませんでした。今後はスピード感を持って業務を行っていきたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。なお、今回は第1回目の委員会資料を提出させていただいております。資料について、説明させていただきます。「飯塚市観光振興基本計画における「各施策の具体的取り組み状況」と「課題」」と記載しております資料、1ページをお願いいたします。飯塚市観光振興基本計画における各施策の具体的取組状況と課題でございます。観光都市目標像の実現に向け、9つの基本方針と6つの施策を掲げ、施策推進のため60項目の具体的な取り組みを推進プロジェクトにより取り組んでいくこととしておりました。2ページをお願いします。ここでは、各施策の具体的取組状況について4段階で評価を行った結果、対象外項目としまして、重点地区設定、準重点地区の設定を行うとしておりました項目につきましては、観光振興基本計画の中で、重点地区は旧伊藤邸、嘉穂劇場、松喜醤油屋、内野宿、筑豊ハイツ、八木山と、準重点地区はサンビレッジ茜、高田地区と定めておりましたので、評価の対象外とさせていただいております。したがって、全60項目のうち2項目を除外した58項目中、A評価、B評価、C評価の49項目には着手しており、D評価の9項目につきましては未着手でございます。着手した49項目につきましても、B評価となっております25項目がおおむね目標を達成、C評価となっております22項目は取り組みが不十分であったと評価しております。3ページには、観光振興基本計画の数値目標の355万人に対する観光入込客数の推移を記載し、4ページから5ページには目的別観光入込客数の推移、主要観光施設6施設の入込客数の推移、旧伊藤伝右衛門邸を除く主要観光施設5施設の観光入込客数の推移を掲載しております。また、6ページには、福岡県全体の観光入込客数の推移等、7ページには筑豊地区の各市における入込客数の推移を記載しております。8ページ、9ページには、現在飯塚市が取り組んでおりますインバウンド事業の取り組みを記載しております。10ページには、観光入込客数から見える課題について記載しております。

また、別途資料といたしまして、観光客アンケート調査結果を提出しております。以上、簡

単ですが説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

本件については、引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

次に、執行部から、本委員会に付託を受けております「空き家対策について」の中で、「飯塚市空家等対策計画の策定」について、説明をしたい旨の申し出がっておりますので、「空き家対策について」を議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。「空き家対策について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

○住宅政策課長

2月2日の委員会で報告させていただきました飯塚市空家等対策計画(案)につきまして、事務局にて再度確認を行い、表現及び表記につきまして一部修正を行い、2月15日の第3回空家等対策協議会に提案し、承認されましたことをまずご報告いたします。それでは、計画の表現及び表記の修正点についてご説明いたします。また、概要版を作成いたしますので、その内容につきましてあわせてご説明いたします。

資料1「飯塚市空家等対策計画」をお願いいたします。3ページをお願いいたします。空家等対策計画(案)では、3ページ本文の1行目「国勢調査」が「国勢調査速報値」となっておりますが、「速報値」を削除いたしまして、2行目の人口「140,463人」が括弧書きとなっておりますので、括弧を削除いたしております。続きまして、8ページをお願いいたします。8ページの空家実態調査結果下部の※印に、調査を委託いたしました会社名がそのまま記載されておりましたので、「調査会社」の表記に変更いたしております。そのほか、ひらがなの「き」が入る「空き家」と「き」が入らない「空家」の表記につきまして確認、修正を行い、「空き家バンク」につきましては「き」を入れた表記といたしております。27ページをお願いいたします。27ページに飯塚市空家等対策協議会委員名簿、28ページをお願いいたします。28ページに空家等対策の推進に関する特別措置法の概要、29ページから33ページにかけて空家等対策の推進に関する特別措置法の全文を記載し、34ページをお願いいたします。34ページに、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針の概要を追加いたしております。

続きまして、概要版のご説明をいたします。資料2「空家等対策計画【概要版】」をお願いいたします。概要版につきましては、計画の第1章から第4章までを簡略にまとめたものとなっております。1ページをお願いいたします。1ページには、第1章空家等対策計画の趣旨では、計画期間と対象地区を、第2章本市の人口と空家等の現状では、空家数の状況と課題を記載いたしております。2ページをお願いいたします。第3章空家等対策計画に関する基本的な方針では、計画の目的、対策の基本方針を記載しております。3ページをお願いいたします。第4章空家等対策の具体的な取り組みの、空家等の適切な管理の促進、空家等及び跡地の活用の促進では、所有者等の意識の啓発、利活用可能な空家及び跡地の情報提供などを記載いたしております。6ページをお願いいたします。6ページには、緊急的に危険等を回避する必要がある場合は、必要に応じて市が応急的に必要かつ最小限度の危険回避措置を講じるための緊急安全措置の構築の検討、及び、空家等対策の実施体制及び相談への対応を記載いたしております。本計画は3月末までに公表したいと考えております。

計画公表後、空き家バンクの創設、応急的に必要かつ最小限度の危険回避措置を講じるための根拠条例の制定を進めてまいりたいと考えております。以上、簡単ではございますが、説明

を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

本件については、引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

道祖委員から「西鉄バス路線に対する住民要望について」、所管事務調査をしたい旨の申し出がっております。道祖委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。道祖委員に発言を許します。

○道祖委員

昨今、高齢化が進んでいってございまして、高齢者の交通事故が多発しております。それで、免許の返上ということで、多くの高齢者が免許を返上して、返上すれば今度は自分で動けないから公共交通に頼るといような状況が多く見られてくるわけですが。私の知っている方が、やはり高齢者になりまして免許を返還したいと。と言いながらも、今言ったように大変だということで、路線バスの切りかえが住民のほうから西鉄のほうにお願いしておるけれど、それに対して市はどのように考えているか問い合わせをしていただきたいという要望がありましたので、質問をさせていただきたいということです。

○委員長

お諮りいたします。本委員会として「西鉄バス路線に対する住民要望について」、所管事務調査を行うことに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、所管事務調査を行うことに決定いたしました。

「西鉄バス路線に対する住民要望について」を議題といたします。道祖委員に質疑を許します。

○道祖委員

質問主旨は先ほど述べましたけれど、高齢者の方が免許を返上したい。西鉄バス路線を利用したいけれど、どうも西鉄バスを利用しようとしたときに、バスが通っている道路よりもひとつ、何と言うんでしょうか、違う道路にすれば民家も集約していて、そちらのほうが高齢者の方も多し、西鉄も利益が上がるのではないかとということで、西鉄のほうに路線の変更のお願いに行ったということであります。その路線名は小竹・天道線です。この路線は御承知のように、幸袋支所を出まして、目尾小学校の前を通過して行っておりますけれど、この道路は川土手をずっと通って行って、鯉田渡の信号までは右側が川でございまして。左側が田んぼ、このごろ家が何軒か建っていますけれどね。それを真っすぐ行きまして、目尾小学校を超えて、セブンイレブンを超えて、昔のJR幸袋線と合体して小竹のほうに入っております。路線、大体ご想像つくかと思えますけど。これを目尾からセブンイレブンの先で、旧JRの幸袋線のところで合いますけれど、それをJR幸袋線の旧路線の道路に通していただけないかと。そうすることによって、幸袋線の両サイドには家が建っておりますし、当然、高齢者の方も多く住んでいると。非常に利用者しやすいと。そういうことで西鉄のほうに要望書を出しましたと。ですが、この路線は補助路線です。市のほうから補助金が出ておりますので、市のほうと相談してくださいということになりましたと。そういうお願いを市のほうにしておりますので、その後どうなっておるかご確認していただきたいということだったので。この内容については、そのような要望書が出ているのは事実でしょう。その後、どういう経過で取り組まれておるか、確認させていただきたいということでございます。

○商工観光課長

平成29年8月に地元自治会から提出されました要望書では、小竹・天道線バス路線の全便

のうち、半分の便数だけでも目尾バス停というところから、社会福祉法人清和会、わかみず保育園側へ迂回してもらって、幸袋新町バス停の手前にある許斐神社までの間の路線に変更していただきたいという内容の要望でございました。同路線につきましては、先ほど質問委員言われますように、小竹町と飯塚市におきまして赤字補填をしておりますバス路線でございますので、小竹町と協議を行ったところでございます。その中で、小竹町と協議を行う中におきましては、小竹町が支出する補助金が増加しなければ、飯塚市側の路線が変更になっても問題はないという回答を得ましたので、西日本鉄道株式会社と飯塚市とで協議を行いながら、このバス路線につきましては、幹線系統確保維持補助金という対象路線であるため、県の補助金も受けておりますので、福岡県と西日本鉄道株式会社と飯塚市で協議を行ってまいりました。同路線は毛勝というバス停からと、赤池工業団地から飯塚バスターミナルまでの2つの路線がございます。それぞれの路線とも一部の路線が新飯塚駅まで運行している状況でございます。地元のご要望どおり、半分の便数のみ一部区間の路線変更を行いますと、一部路線の変更をした路線変更距離が3キロメートルを超えているため、同二路線ではなく、別の路線という形で考えられるため、4路線の運航と認定されることとなるという判断でございます。そのため、幹線系統確保維持補助金の対象条件の1つであります、1便当たり15人以上の計画輸送量を達成できなくなるという可能性が出てきました。そのため、国の幹線系統確保維持補助金の対象外になるということ、路線変更後につきましては新規に路線免許を取得する必要があるということ、路線変更における経費、バス停の設置、音声案内等が必要であるということで、地元の要望どおり対応することはできないと回答を得たところでございます。

#### ○道祖委員

要望では、要望の主旨はおわかりだと思います。それで行政も、市のほうも西鉄さんと相談してもらったんだろうと思いますけれど。ただ、基準があってだめだと。ではどうしますかという話になってくるわけですね。では、やらなくていいのかと。いろいろな設備投資もしなくてはいけないからだめだと。だけど、高齢化社会は進んでいくということですよ。だから、免許を返上する方々も多くなるでしょう。幸袋地区、今言った路線の近くには高齢者は住んでいないのかどうかといったら、やはり住んでいるでしょうし、今後の人口動態の推計を見ていけば、推移を見ていけば、当然老人もふえてくる。老人と言われる方々、高齢の方たちがふえていくのは事実だと思いますけど。私はそう思いますけど、そう思いませんか。

#### ○商工観光課長

今、質問委員言われるとおりでと思います。そのため、1回は断られたところでございますけれども、この路線につきましては、飯塚市も赤字補填をしている路線でございますので、赤字額を減らすために利用者が増加ということは課題だというふうに思っております。特に、高齢者対策には必要なことでございますし、地元のご要望であります変更路線上のルートには、現在、スーパーの立地計画があること、また、その周辺にマンションが新たに立地していること等を含め、利便性の確保、高齢者対策の観点を含めて、もう一度、一部路線の変更ということではなくて、運行路線の大幅な見直しとしてその路線の川津方面まで行く、飯塚自動車学校の前を通過して横田のほうに抜けていく新たな路線として再度検討できないかという提案を行ってまいりました。その打ち合わせの中で、前回要望しておりました目尾バス停から許斐神社手前までの間のルートにつきましては、西日本鉄道株式会社のほうから、前は半分の便数の見直しであったが、全便数の路線変更をすることも検討していきたいという回答を得ましたので、現在検討をお願いしているところでございます。また、路線変更における経費につきまして、行政サイドでも何かできないかということの中で、社会資本整備総合交付金の活用ができないか、その他補助制度がないか、福岡県のほうに確認しましたところ、現在、民間バス事業者でありますので補助対象外であるという回答を得たところでございます。その状況につきましては、西日本鉄道株式会社のほうに連絡をさせていただいたところでございますが、現

状のままで、また改めて要望を行いまして、今月、3月中旬をめどに西日本鉄道株式会社から今回の要望について回答をいただくようなことにしております。

○道祖委員

いろいろ努力はしていただいているようでございますけれど、重ねてお願いですけれど、要望の路線の切りかえがいろいろなことでだめだと。要は、収益が上がるためにはどうするかなんですよね。考えてみたら、西鉄の営業所からどういうルートでもっていくかになるんですけど、国道を通過して川津の交差点から旧の、言っているように自動車学校の前の道路は、バスは通っていないんですよ。農協の交差点ですね。あそこから真っすぐ許斐神社の前を通過して旧JR幸袋線ですよ。あそこバスが通っていないんですよ。だから、あの線に通すことになれば、周辺には住宅は密集しているんです。今まで走っていた路線から歩いて、そうですね、50メートルもないと思うんですよ。通っていた道路から旧JRの幸袋線までの距離、わかります。ないでしょう。そのことを考えれば、まず収益はそちらのほうが上がるのではないかと。高齢者の方も多いため、今後のことを考えればやはりそちらのほうが利用率は高くなっていくのではないかと。今後の交通安全とかを思えば、そちらのほうがやはりよろしいのではないかと。もし高齢者が、そこに住んでいる方が、昨今あるように車のブレーキとアクセルの踏み間違いで事故等が起きたとかいうよりは、やはりそちら側のほうが転ばぬ先の杖といえますか、よろしいのではないかと。それで今、いろいろ努力はしていただいておりますが、市の考え方として、住民のほうからそういう要望、免許を返還したいけれど、交通の便がないと。それでこういう工夫をしていただけないかと、住民サイドから要望があっているわけですよ。しかも、それは補助路線。であるならば、今までの補助のあり方と今後の補助の出し方の問題を考えて、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいというふうに思っておりますが、より一層取り組んでいただけるのかどうか、その辺の考えをちょっと、再度確認させていただきたいと思っておりますけれど。

○商工観光課長

引き続き、協議してまいりたいというふうに考えております。

○道祖委員

高齢化社会は進みますので、副市長、ぜひ財政厳しい中なれど、やはりお年寄りを大事にするというか、高齢者、自分たちもすぐ免許返上をしないといけない時間になっておりますので、工夫をしていただきますようよろしくお願いいたします。どうですか。

○副市長

担当部署が十分検討しております。ただ、路線を変えれば、先ほど言われましたように10メートル動けばいいということでもありますけれども、今の路線の中にも高齢者はいらっしゃると思います。特に、目尾小学校の周辺は住宅地が張りついております。そういうことで、必ずしもどっちがいいかということやはり比較検討もしてみなくてはならないし、アンケート等も取ってみなくてはならないし、先ほど言いました収益の関係にしても十分検討していかなくてはならない問題もあると思います。そういうことを含めて担当部署のほう引き続き、検討していくということでございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○道祖委員

一言言わせていただくなれば、要望書は目尾地区の住民の方の、確か自治会から出ていると思いますので、その辺は、地域の人たちは了承していると私は理解しております。だから、それは改めて多くの人たちの声を聞いていただくことは結構なことだと思いますけれど。私のほうでは、要望書を出していただいた人たちは周辺の自治会長名で出ているから、逆に行政は何をやっているんだという話になりつつあるというふうに感じておりますので、その辺よろしくお願いいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。お諮りいたします。本件については、調査終了とすることに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本件は調査終了とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から4件について報告したい旨の申し出が  
あっております。報告を受けることに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「飯塚市企業立地促進補助金の採択について」、報告を求めます。

#### ○産学振興課長

本年度、飯塚市企業立地促進補助金の採択を決定いたしましたので、ご報告をさせていただきます。この補助金につきましては、飯塚市内におきまして新たに事業を展開し、または事業所を増設もしくは移設しようとする事業者に対して補助金を交付することで、指定産業の集積及び活性化、並びに市民の雇用機会の拡大を図るものです。

それでは、「飯塚市企業立地促進補助金」、その下に「別表(第3条関係)」と記載しております横向きの資料をご覧ください。本補助金の交付要件といたしまして、対象事業者は表の一番上段に記載の、指定産業の製造業などの業種に該当し、新設、増設等に伴う投下固定資産総額が3千万円以上であり、本市に住所を有する新規常用従業員を5名以上雇用することとなっております。次に、補助金の種類としましては、表の中段以降に記載しておりますとおり、投資額に対し一定の割合を乗じて算出する企業立地促進補助金、新規常用従業員6人目から1人当たりに対し補助金の交付を行う雇用促進補助金、新設した事業所に係る不動産取得税の100%を2年目の企業立地促進補助金と合わせて交付する不動産取得補助金の3種類となっております。補助金の交付割合と交付限度額につきましては、資料に記載のとおりでございます。

続きまして、「平成29年度 飯塚市企業立地促進補助金 交付決定額」と記載しております資料をご覧ください。平成29年度におきましては、平成29年12月1日までに新設企業1件、増設企業3件、新規申請後2年目の企業4件、新規申請後3年目の企業1件の計9件の申請がありましたので、さる2月22日に学識経験者等で構成する飯塚市企業立地促進審査会におきまして審査を行った結果、9件が採択されましたのでご報告いたします。以上、簡単ではありますが、報告を終わります。

#### ○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市農産加工品ブランド化推進事業について」、報告を求めます。

#### ○商工観光課長

飯塚市農産加工品ブランド化推進事業について、ご報告いたします。国の地域創生推進交付金の地域お宝資源活用型産業創出事業を活用した飯塚市農産加工品ブランド化推進事業につきましては、平成29年9月にプロポーザル方式により受託業者の選考を行い、市内でとれた酒米を使用し、市内の酒造会社において新たな日本酒の開発を行ってまいりましたが、このたび日本酒の試作品BonDeclic(ボンデクリック)が完成しましたので、報告いたします。BonDeclic(ボンデクリック)と命名いたしました理由としましては、飯塚の地形であります盆地の「ぼん」とフランス語で「よい」という意味の「Bon」を重ね、同じくフラ

ンス語で「きっかけ」という意味の「D e c l i c」をあわせ、命名いたしております。飯塚だからこそつくれるよいものを提供し、飯塚に訪れていただくきっかけとしてもらいたいという思いを込めたものでございます。この日本酒は、情報発信力のある比較的若年層の女性をターゲットに販売を展開してまいりたいと考えております。

また、日本酒の開発におきましては、平成29年11月に市内の3大学、飯塚商工会議所、飯塚市商工会、JAふくおか嘉穂等による飯塚市農産加工品ブランド化推進事業協議会を設立し、日本酒の名称や味、ラベルのデザイン、広報活動等について協議を行ったところでございます。3月には嘉穂劇場でのマスコミ発表会や、試飲会の開催、モニターツアーの実施、福岡市内での試飲会を予定しております。以上、簡単ではございますが、飯塚市農産加工品ブランド化推進事業について、報告を終わります。

#### ○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「乗合バス路線の一部区間の廃止に係る対応について」、報告を求めます。

#### ○商工観光課長

乗合バス路線の一部区間の廃止に係る対応について、ご報告いたします。乗合バス路線の一部区間の廃止に関する資料をお願いいたします。同路線は、西鉄バス筑豊株式会社より、利用者が少なく、赤字路線からの脱却が見込めないということから、碓井・大分坑線の一部区間の廃止について、福岡県バス対策協議会に対し平成29年6月30日に申し出がございました。その後、平成30年3月30日に運輸局に廃止届を提出され、平成30年10月1日に廃止となる予定でございます。廃止に係る理由としましては、輸送人員の減少による赤字額の増加と慢性的な乗務員不足によるものでございます。この申し出に対しまして、この乗合バス路線に関係しております嘉麻市、桂川町の2市1町で協議を行い、路線を維持していくことを確認しました。

また、飯塚市側からの乗降者でございますが、嘉穂総合高校の通学に支障をきたさないよう、運行の継続の申し入れを行ったところでございますが、西鉄バス側の回答といたしまして、赤字額の補填は必要条件ではあるが、深刻な乗務員不足という現状から現在運行している便を全て維持継続することは困難であるということの中から、路線バスの便数を大幅に削減した運行案が提示されております。この提案を受け、2市1町で協議を行い、飯塚市地域公共交通会議に諮り、その結果をもとに福岡県バス対策協議会等に申し出をしていくようにしております。今後、早急に対応していく予定でございます。以上、簡単ですが、乗合バス路線の一部区間の廃止に係る対応についての報告を終わります。

#### ○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚魚市場の退場について」、報告を求めます。

#### ○農林振興課長

飯塚魚市場の退場について、ご報告をいたします。飯塚魚市場の退場につきましては、先月、2月2日の経済建設委員会におきまして報告をさせていただきました、飯塚魚市場の運営会社である福岡県魚市場株式会社と、買受人で構成する飯塚水産物商業協同組合、及び飯塚市による3者協議が2月14日に飯塚魚市場内の組合員詰所にて、組合員約30人の出席により開催をされました。協議では新聞等にもありましたように、冒頭に福岡県魚市場株式会社より「飯塚魚市場が退場するにあたり、組合員の皆様には多大なご迷惑をおかけしたことを改めてお詫

び申し上げます。」と陳謝がなされました。組合員からは、飯塚魚市場の退場撤回が要望されましたが、福岡県魚市場株式会社は、会社の方針は変わらないとして、改めて飯塚魚市場の退場とその後の筑豊魚市場の利用を組合員へお願いをされました。組合としましては、飯塚魚市場の退場に反対の考えは変わらないとしながらも、会社に対して退場の撤回を求めることは困難であるとの判断から、組合の理事長より飯塚魚市場の退場を認めることを組合員に提案されました。これを受けまして、組合としましては、飯塚魚市場が平成31年3月末日をもって退場することに納得はしていないとしながらも、筑豊魚市場を利用される組合員のことも考慮されまして、苦渋の決断として飯塚魚市場の退場に同意をされております。あわせまして、筑豊魚市場の利用等に関する具体的な協議などにつきましては、組合員より組合執行部が一任を受けておりますので、今後は飯塚水産物商業協同組合執行部と福岡県魚市場株式会社により協議が行われていくことになっております。本市としましては、今後、行われる協議の状況を踏まえまして、対応について検討を図ってまいりたいと考えているところでございます。以上、簡単ではございますが、ご報告申し上げます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○道祖委員

魚市場のほうは企業だから、退場するというのはいたし方ない部分があるんでしょうけど。問題は消費者の部分ですよね。消費者に対するサービスが、聞き及んでいるところでは、どういう形になるかわからないですけど、今まで利用していた魚屋さんがもう歳だから利用しないという、赤池まで行くのが大変だからというようなことでもうやめようかというところも出てきているというような話を聞いております。では、その魚屋さんを利用していた人たちに対しての、何と言うんでしょうか、販売はどうなるのかとかそういうことについては何か議論をされておりますか。どういうふうに魚屋さんが配置されているか、配置というか、あるかというのは存じ上げてないんですけど。ただ、今まであったものがなくなるということになれば、買おうとする場所がなくなるということですけど。それに対してはどういうふうになっていくのかなというのが懸念されるわけですけど、その辺はどういう話になったか、今後どうするのか。考えを示していただきたいと思います。

○商工観光課長

現在、市内の鮮魚店、スーパー等で魚等を扱っていると推測される店舗が約64店舗ございます。そのうち、個人商店と推測されているのが25店舗程度だということで、商工会議所、商工会のほうからのご連絡を受けております。その、鮮魚店の方々というのはほとんど高齢化をしているということと、その店舗経営におきましての後継者がいないという状況であるということでございますし、また、40代の方がほとんどいないという状況でございます。そういうスーパー等の立地につきましても、市内の中にはございますので、今後、鮮魚店の状況につきましては引き続き調査をさせていただきたいというふうに思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これもちまして、経済建設委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。